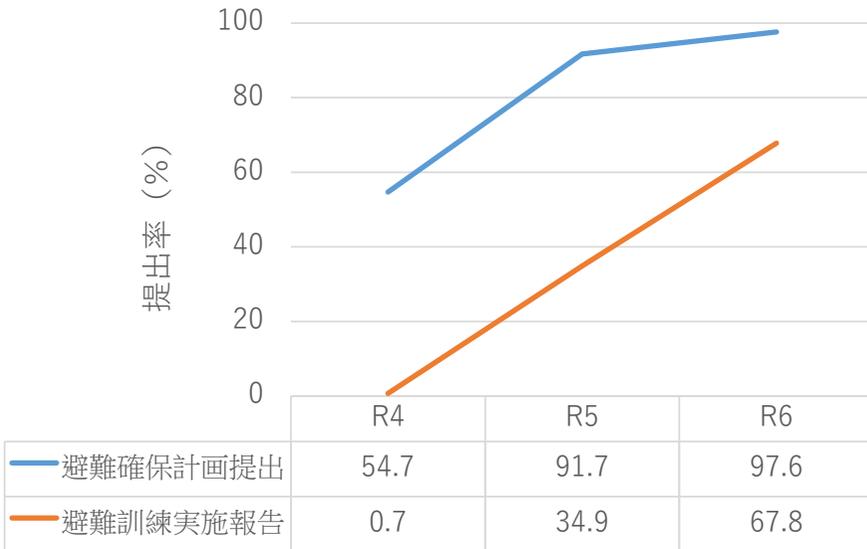


# 要配慮者利用施設における避難確保計画の取組み

## 取組内容

- ・現在の板橋区の提出状況として避難確保計画97.6%、避難訓練実施報告書67.86%
- ・提出を求める主な取組として、メール・郵送での依頼と併せて電話での直接施設管理者に避難確保計画及び避難訓練実施報告書の提出が義務化されたことの説明を行った。



6 板危管第 336 号  
令和 6 年 11 月 13 日

避難確保計画が未作成となっている  
要配慮者利用施設 管理者 様

板橋区危機管理部防災危機管理課長  
森 康琢  
(公印省略)

**避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について (依頼)**

平素より当区の防災業務についてご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。  
平成 29 年及び令和 3 年の水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、浸水想定区域内 (河川氾濫時に浸水が想定される区域) 又は土砂災害警戒区域に位置する社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設の管理者等は、「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施・報告」が義務付けられています。  
貴施設におかれましては、令和 6 年 10 月末時点で**避難確保計画が作成・提出されておられませんので、至急作成し、ご提出いただきますようお願いいたします。**

なお、既にご提出いただいている場合には、お手数をおかけしますが区担当へご連絡をお願いいたします。

記

**1 避難確保計画の作成について**

(1) 避難確保計画とは  
水害又は土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

(2) 区への報告  
避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を区へ報告する必要があります。

(3) 避難確保計画様式及び作成要領  
避難確保計画様式及び作成要領については、区 HP よりダウンロードし、作成、提出してください。

**2 避難訓練の実施及び区への報告について**

水防法及び土砂災害防止法の改正により、作成した避難確保計画に基づく避難訓練を原則として年 1 回以上実施し、その結果を市町村長へ報告することが義務となっています。  
訓練実施報告書様式については、区 HP よりダウンロードし、作成、提出してください。

**3 各種様式等掲載場所**  
板橋区 HP <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/bousai/1014933.html>

**4 提出物及び提出期限**

提出物	提出期限
①・避難確保計画作成 (変更) 報告書 ・避難確保計画	<b>令和 6 年 12 月 6 日 (金)【厳守】</b>
②避難訓練実施報告書	訓練実施後、速やかにご提出ください。

※上記期限までにご提出いただけない場合には、区から施設長様あてに直接ご連絡いたします。

**5 その他**  
国土交通省関東地方整備局により「避難訓練の支援ツール」が作成・公表されています。訓練実施の際の参考資料としてご活用ください。  
関東地方整備局 HP <https://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/index00000029.html>

**6 計画及び訓練実施報告書の提出先**  
板橋区 危機管理部 防災危機管理課 計画推進係 佐藤  
TEL: 03-3579-2159 FAX: 03-3963-0150  
E-Mail: [kk-keisui@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:kk-keisui@city.itabashi.tokyo.jp)  
郵送: 〒173-8501 (住所不要) 防災危機管理課 宛  
窓口: 板橋区役所 南館 4 階 25 番窓口